

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所

人事労務センター

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702

☎ 092-409-4188

Fax 092-409-4187

Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## ホトトギスが咲きました



庭の片隅にひっそりと咲く地味なイメージの花ですが、薄い紫色に斑点模様のホトトギスの花は、品

格のある素敵な花です。

ホトトギスは、ユリ科・ホトトギス属に分類される多年草です。

日本固有の花で、夏の終わりから秋にかけて斑点模様の花を咲かせます。

鳥類のホトトギスが「霊長」とされていたことにちなんで、花のホトトギスも格調高い花として、茶花や生け花に古くからよく用いられてきました。

花言葉は、『秘めた意志』『永遠の若さ』などです。



## 外国人技能実習生の実態と法改正 「華の会」例会

華の会の例会では、「技能実習制度への社労士の関わり方と外国人労働者の労務管理における留意点」がテーマでした。

我が国では、外国人労働者数が146万人（平成30年10月末現在）で前年比14、2%



増加し過去最高を更新しているそうです。

その要因（背景）として高度外国人材や留学生の受け入れ増や技能実習制度の活用による受け入れ増等があることなどを学びました。

さらに、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が施行（平成29年11月）され、技能実習生に対する人権侵害行為等に対する禁止規定や罰則規定等が制定されたこと。その背景に、「技能実習」を口実にした外国人技能実習生の悲惨な実態があった（現在もあるかもしれません）ことなどを知ることができました。

今回の華の会例会でのお話を聴いて、今回の法改正を機会に、技能実習生に関する悲惨な事件が無くなり、もっともっと条件整備されることの必要性を感じました。



## 2019年 我が家の、私の 3大ニュース 募集!!

2019年も後2か月。「人事労務通信」12月号に、読者の皆さんの「2019年の3大ニュース」を。2019年を振り返って、うれしかったこと、悲しかったこと、ちょっと気になったことなどをお寄せいただければと思っています。写真も歓迎です。

\*お寄せいただく方法

FAX 092-409-4187

Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

\*募集期間は、11月30日 お寄せいただく場合は、必ずお名前を。掲載時に匿名、仮名を希望される場合はその旨ご記入ください。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

## 退職した後も、健康保険に加入することはできますか

### Q&A

Q：退職した後、ひきつづき健康保険に加入することができますか？

A：健康保険の任意継続被保険者になるためには、「資格喪失年月日の前日（退職日）までに継続して2カ月以上の（健康保険の）被保険者期間があれば、任意継続被保険者になることができます。

Q：どのような手続きが、必要ですか？

A：資格喪失年月日（退職日の翌日）から20日以内に、協会けんぽに申出書を提出することが必要です。

Q：退職前は、被扶養者もいたのですが、引き続き被扶養者も継続できますか？

A：「被扶養認定」を受ける家族については、生計維持関係や同居要件などの要件を満たすための書類を持参されることをお勧めします。

Q：任意継続の加入期間はどのくらいありますか？

A：任意継続の加入期間は、2年間です。ただし、以下の理由に該当したときは、2年を経過する前であっても、任意継続被保険者の資格を喪失します。①毎月の保険料を納付期限までに納付しなかったとき②就職等により、健康保険の被保険者となったとき③被保険者が亡くなったとき④被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者となったときです。

### 助成金情報

#### 両立支援等助成金 介護両立支援制度

前号に紹介しました「介護休業を取得した際に支給される助成金」に続き、今回は、介護両立支援制度を利用した場合に支給される助成金を紹介します。

◇助成金の対象要件

①介護支援プランに基づいて、介護両立支援

制度をいずれか一つ以上導入し、その制度の利用要件を満たしていること。②対象家族の要介護の事実について、把握後、制度利用開始日の前日までに、対象制度利用者の上司または人事労務担当者と対象制度利用者が少なくとも1回以上面談を実施して記録し、制度利用者のための介護支援プランを作成していること。③作成した介護支援プランに基づき制度利用者の円滑な利用のための措置として、制度利用者の利用期間中の業務体制の検討に関する取組が定められていること。④制度利用者を、合計42日間の制度利用終了後（「介護休暇制度」または「介護サービス費用補助制度」の場合は制度利用開始日から起算して6か月後）も、引き続き雇用保険の被保険者として1か月以上雇用しており、さらに支給申請日において雇用していること。

◇助成金額 制度利用で28.5万円

※尚、制度には8制度があり、それぞれに利用要件があります。詳細は、お気軽にお尋ね下さい。



## あとかき

鳥栖市の村田八幡神社の“おくんち”は、江島の下宮までの“お下り”と村田の本宮までの“お上り”の行列があり、五穀豊穡を祈る“獅子舞い”が奉納されます。



今年は、大型の台風の影響で、時折、強風が吹く中で、“ドン、キャンキャン”との太鼓と鉦にあわせ、稚児に操られて、獅子が舞いました。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)